○西播磨水道企業団制限付一般競争入札実施要綱

（令6訓令・一部改正）

（平成21年3月27日訓令第11号）

改正　令和3年3月30日訓令第1号　令和6年3月28日訓令第1号

（趣旨）

第1条　この要綱は、西播磨水道企業団（以下「企業団」という。）が行う制限付一般競争入札の実施に関し、西播磨水道企業団の契約に関する規程（昭和48年管理規程第25号。以下「契約規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（令6訓令1・一部改正）

（対象工事）

第2条　制限付一般競争入札の対象となる工事は、予定価格が1,000万円を超える工事とする。ただし、企業長が必要と認めた場合は、この限りでない。

（令6訓令1・一部改正）

（入札参加資格）

第3条　前条に掲げる対象工事の入札に参加する者は、入札公告日前日から入札日までの間、次の各号に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

(1)　企業団の入札参加資格者名簿に登載され、資格が有効な者

(2)　建設業の許可を受けている者

(3)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(4)　建設業法（昭和24年法律第100号）による営業停止期間でない者

(5)　企業団の指名停止期間中でない者

(6)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続期間の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(7)　新規登録者については、入札参加資格者名簿に登載された後、1年を経過している者

(8)　その他対象工事ごとに定める要件を満たしている者

（令6訓令1・一部改正）

（入札参加対象者）

第4条　制限付一般競争入札に参加できる者は、入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、企業団の給水区域に本店を有するもの（以下「給水区域内業者」という。）とする。

2　前項の規定にかかわらず、当該工事が特殊工事、大規模工事その他高度な技術を要する工事であって、入札参加基準に該当する給水区域内業者の登録数が少なく、競争性を保てないとき、その他特別な事情があるときは、入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、給水区域内に支店、営業所等を有し、かつ、入札参加資格者名簿に当該支店、営業所等に契約締結権限を委任する旨の登録を行っている者を制限付一般競争入札に参加させることができる。

3　前項の規定によっても入札参加者の確保ができないと見込まれるときは、入札参加資格者名簿に登載されている者のうち、前2項に定める以外の者を制限付一般競争入札に参加させることができる。

（令6訓令1・追加）

（入札参加者の公募）

第5条　制限付一般競争入札における入札参加者の公募は、契約規程第3条に規定する事項（以下「募集情報」という。）を次に掲げる方法で公告することにより行うものとする。

(1)　企業団の掲示場への掲示

(2)　企業団のホームページへの掲載

(3)　契約担当課における閲覧

2　公告は、原則として毎月5日及び20日（その日が西播磨水道企業団の休日を定める条例（平成元年条例第5号）第2条に規定する企業団の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後において最も近い日で、休日でない日）とする。

（令6訓令1・一部改正）

（入札の方法）

第6条　入札の方法は、持参方式又は郵便方式とし、いずれの方法を採用するかを入札案件ごとに決定する。

(1)　持参方式においては、次条の審査の結果適当と認められ、制限付一般競争入札に参加しようとする者は、入札書及び募集情報において提出を求められた書類(以下「入札書等」という。)を募集情報に定められた入札の日時及び場所に持参して、直接提出しなければならない。

(2)　郵便方式の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(令6訓令1・全部改正)

(入札参加申込み及び資格審査)

第7条　制限付一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を企業長に提出し、企業長は、提出された書類を審査し、適当と認めた者に対し制限付一般競争参加資格確認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(1)　制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)

(2)　その他対象工事ごとに定める書類

2　入札参加資格を有しない者に対しては、理由を付して通知するものとする。

(令6訓令1・全部改正)

(複数入札参加申込みの制限等)

第8条　同一日に公告をした入札については、一工事のみの入札参加を認めることとし、複数工事の入札参加は認めないものとする。

2　入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人間関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないものとする。この場合において、該当する者のした入札は無効とする。

(令6訓令1・一部改正)

(設計図書の閲覧及び配布)

第9条　対象工事の設計書及び設計図面は、第5条第1項の規定による公告をした日から閲覧及び配布するものとする。

(令6訓令1・一部改正)

(工事積算内訳書の提出等)

第10条　企業長は、入札に際し、特に必要と認めた場合は、入札参加者から工事積算内訳書を提出させるものとする。

(令6訓令1・繰下)

(提出された資料等の返却)

第11条　提出された資料等については、一切返却しないものとする。

(令6訓令1・繰下)

(その他)

第12条　この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(令6訓令1・一部改正)

附　則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附　則(令和3年3月30日訓令第1号)

(施行期日)

1　この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この訓令の施行の際、現に提出されている改正前の各訓令の規定により提出されている様式(以下「旧様式」という。)は、改正後の各訓令の規定による様式とみなす。

3　この訓令の施行の際、現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附　則(令和6年3月28日訓令第1号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

制限付一般競争入札参加申込書

[別紙参照]

(令3訓令1、令6訓令1・全部改正)

様式第2号(第7条関係)

制限付一般競争入札参加資格確認通知書

[別紙参照]

(令3訓令1、令6訓令1・全部改正)